

藤枝セレクション2024PR 動画制作業務
質問事項の回答について

【質問1】

「7 成果品の著作権等」内

・制作動画をPRする目的で、本市及び藤枝セレクション認定事業者の承諾の上、受託者がYouTube等で制作動画を発信・公開することができるものとする。とは「4 業務内容①～③」以外に発信・公開の業務がある、またはその可能性があるということか。"

【回答1】

必要に応じて受託者も制作動画を発信・公開することが可能だが、委託業務内にて発信・公開の業務はない。

【質問2】

"成果物の発信について

藤枝市ポータルサイト藤枝ちゃんねる以外に発信の予定はあるか、また当業務目的を満たすための発信を提案した場合、加点対象となるか。"

【回答2】

藤枝市公式 SNS や YouTube チャンネル、藤枝駅のパープルビジョンでの公開を検討している。また、発信の提案等は審査点数表の項目にないため加点対象ではないが、していただければありがたい。

【質問3】

"5 映像規格①について

ダイジェスト動画の本数は3商品を1本にまとめるという認識でいいか。"

【回答3】

ダイジェスト動画は、藤枝セレクションの認定3商品の紹介を1本に凝縮していただきたい。

【質問4】

"6 成果品の納入

DVD の数量はどの程度想定すればいいか。"

【回答4】

本市と各事業者に1部ずつ納品願いたい。